

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 30 年 4 月 26 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号		
4	工 事 件 名	赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか第 3 回工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	事務所・収蔵庫棟新築 一式		
8	工 期（自）	平成 30 年 4 月 27 日		
9	工 期（至）	平成 30 年 12 月 28 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	123,012,000 円	113,900,000 円	99.2 %
	見 積 金 額	122,040,000 円	113,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、建具新設等を目的とした工事である。</p> <p>本工事は、履行中の「赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか工事」の継続工事であり、一体の施設の新築を目的とする工事であること及び履行中工事と本工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも、履行中工事の施工者以外に施工させることが不利と認められる。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 4 号イに基づき、「赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか工事」の施工者である清水建設株式会社と随意契約を締結することとしたい。</p>		

# 変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成30年4月26日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか第3回工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	事務所・収蔵庫棟新築 一式
8	工期（自）	平成30年4月27日
9	工期（至）	平成30年12月28日
10	原契約請負金額	122,040,000 円
11	変更契約年月日	平成30年11月16日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	9,828,000 円
14	変更後請負金額	131,868,000 円
15	変更理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工段階検討による屋根防水仕様変更に伴い、天井断熱材を変更する。</li> <li>2 施工段階検討により家具設置範囲について、下地補強を追加する。</li> <li>3 施工段階検討により建物の使用勝手見直しに伴う変更             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニットその他の変更及び追加</li> </ul> </li> </ol>

# 変更契約調書

第2回変更

1	請負契約年月日	平成30年4月26日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか第3回工事
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	事務所・収蔵庫棟新築 一式
8	工期（自）	平成30年4月27日
9	工期（至）	平成30年12月28日
10	原契約請負金額	122,040,000円
11	第1回変更契約年月日	平成30年11月19日
12	第1回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	第1回変更増減請負金額	9,828,000円
14	第2回変更契約年月日	平成30年12月21日
15	第2回変更後工期（至）	工期（至）は、第1回変更契約のとおり
16	第2回変更増減請負金額	-2,808,000円
17	変更後請負金額	129,060,000円
18	変更理由	施工段階検討により建物の使用勝手見直しに伴う変更 ・内装材の変更及び追加 ・カーテン取止め ・軒樋落ち葉ネットの追加

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 30 年 5 月 10 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸整備工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 各一式		
8	工 期（自）	平成 30 年 5 月 11 日		
9	工 期（至）	平成 30 年 6 月 29 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	5,626,800 円	5,210,000 円	<b>99.8 %</b>
	見 積 金 額	5,616,000 円	5,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、常陸宮邸の私室部分における整備であり、内装工事、衛生設備工事、電気工事を行うものである。</p> <p>本工事は、平成29年度施工の「常陸宮邸整備工事」の継続工事であり、一体の施設の増築を目的とする工事であること及び前回工事と本工事は、施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にある。</p> <p>また、施工場所は、宮邸の中で御生活に直接関わる部分であり、御生活や行事に合わせ、制約（工事中断等）を受けながら早期に工事を行う必要があり、これらの条件のもと、確実に施工を完了させるためには、下地納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、平成29年度の「常陸宮邸整備工事」を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 30 年 5 月 16 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂1丁目1番1号		
4	工 事 件 名	高円宮邸各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	内装仕上工事		
7	工 事 概 要	直接仮設，防水改修，内装改修 各一式		
8	工 期（自）	平成 30 年 5 月 17 日		
9	工 期（至）	平成 30 年 8 月 31 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	2,916,000 円	2,700,000 円	<b>92.6 %</b>
	見 積 金 額	2,700,000 円	2,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、高円宮邸公室棟の壁クロスの張替え等の工事を行うものである。</p> <p>施工場所は、御留守中や公的行事に合わせ、限られた時間内に調査及び施工を完了することが求められる。また、既存部分との意匠の整合性をとることが必要なため、これらの条件のもと、確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、当該施設の大規模改修工事や増築工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 30 年 6 月 19 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	東宮御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，機械設備工事 各一式		
8	工 期（自）	平成 30 年 6 月 20 日		
9	工 期（至）	平成 30 年 9 月 28 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	4,600,800 円	4,260,000 円	<b>93.9 %</b>
	見 積 金 額	4,320,000 円	4,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、東宮御所公室棟のベランダ手すりの修繕，私室棟の制気口の取替等を行う工事を行うものである。</p> <p>施工場所は、御留守中や公的行事に合わせ、限られた時間内に調査及び施工を完了することが求められる。この条件のもと、確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の大規模改修工事や増築工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮，安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 30 年 6 月 28 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 各一式		
8	工 期（自）	平成 30 年 6 月 29 日		
9	工 期（至）	平成 30 年 10 月 31 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	4,644,000 円	4,300,000 円	<b>97.7 %</b>
	見 積 金 額	4,536,000 円	4,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所広間聚楽壁修繕，障子張替，引手修繕，動力盤改修，給水設備改修を行う工事を行うものである。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活場所において行われる工事である。このため、工事による御生活への影響を最小限にとどめるよう、施工時期や施工方法等について綿密に計画したうえ、工事を行う必要があり、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮，安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

# 変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成30年6月28日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本店
3	請負業者の住所	東京都港区港南二丁目15番2号
4	工事件名	御所各所修繕工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 各一式
8	工期（自）	平成30年6月29日
9	工期（至）	平成30年10月31日
10	原契約請負金額	4,536,000円
11	変更契約年月日	平成30年10月19日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	810,000円
14	変更後請負金額	5,346,000円
15	変更理由	<p>1 内装改修 カーテンレールの不具合箇所が確認されたため，カーテンレールの部品取替を追加する。</p> <p>2 空気調和設備 電磁弁故障によりファンコイルの温度調節ができなくなったため，新たに電磁弁の取付けを行う。</p> <p>3 排水設備 掃除用流し排水シールガスケット不良により水漏れが発生したため，排水シールガスケットの交換を行う。</p>

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 30 年 9 月 13 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	武蔵陵墓地附属施設整備工事		
5	工 事 場 所	東京都八王子市長房町（武蔵陵墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事，土木工事 各一式		
8	工 期（自）	平成 30 年 9 月 14 日		
9	工 期（至）	平成 31 年 3 月 31 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	180,144,000 円	166,800,000 円	<b>99.8 %</b>
	見 積 金 額	179,820,000 円	166,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、武蔵陵墓地内に、儀式の際に布設する施設等と密接に関連する仮設施設の新設及び当該施設の格納倉庫等を整備するものである。</p> <p>本施設は、同墓地内における各種儀式が滞りなく举行されるよう、極めて短かい期間内に、同一区域において、営建工事・布設業務と同時並行で確実かつ正確に設置しなければならないものであり、営建工事・布設業務との間で緊密な連携・調整を要する密接不可分な関係となっている。</p> <p>このような条件がある中で、本施設を設置する業務と、営建工事・布設業務との密接な関係性を維持管理するためには、同一業者の指揮命令の下で工程調整及び安全管理を行う必要があるが、そのためには、本工事についても、当該同一事業者が実施して、確実かつ効率的に準備を進めなければならない。</p> <p>これまで、各種儀式の布設業務等については、緊急性に鑑み、長年にわたり施工等の実績を有する株式会社大林組と随意契約を締結してきたところであり、今後も、同社と随意契約を締結し実施せざるを得ないことから、本工事についても同社が実施する必要がある。</p> <p>以上の理由から、本工事に係る契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、株式会社大林組と随意契約を締結することとしたい。</p>		

# 変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成30年9月13日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本店
3	請負業者の住所	東京都港区港南二丁目15番2号
4	工事件名	武蔵陵墓地附属施設整備工事第1回変更
5	工事場所	東京都八王子市長房町（武蔵陵墓地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事，土木工事 各一式
8	工期（自）	平成30年9月14日
9	工期（至）	平成31年3月31日
10	原契約請負金額	179,820,000円
11	変更契約年月日	平成31年3月15日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	22,680,000円
14	変更後請負金額	202,500,000円
15	変更理由	<p>附属施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設直下の地盤強度が不明であるため，地盤調査を追加する。</li> <li>2. 地盤調査の結果，設計強度が不足していることが判明したため，地盤改良を追加する。</li> <li>3. 附属施設解体後に存置するコンクリート土間について，劣化対策として養生シート設置を追加する。</li> </ol> <p>格納倉庫</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設直下の地盤強度が不明であるため，地盤調査を追加する。</li> <li>2. 部材格納のため，収納棚の設置を追加する。</li> </ol>

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 30 年 10 月 3 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社トータルメディア開発研究所		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区紀尾井町3番23号		
4	工 事 件 名	江戸城天守復元模型設置工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	模型製作設置，展示造作 各一式		
8	工 期（自）	平成 30 年 10 月 4 日		
9	工 期（至）	平成 31 年 3 月 15 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	40,813,200 円	37,790,000 円	<b>99.2 %</b>
	見 積 金 額	40,500,000 円	37,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、「江戸城天守復元模型設計実施設計図」に基づき，皇居東御苑内に設置する「江戸城天守復元模型」の製作，展示造作を行うものである。</p> <p>復元模型は，江戸城最後の天守である寛永度天守（1638年竣工～1657年焼失）について，部材・石垣等の細部に至るまで，質感を精巧に表現するために縮尺1/30とするが，その製作にあたっては，城郭建築，日本史学などに精通した監修者の指導のもと，時代考証に基づく史実に即し，高度な再現技術が必要となる。</p> <p>このことから，「江戸城天守復元模型設計ほか業務」の受注者でもあり，資力，信用はもとより，本件に求められる知識，経験，技術力及び信頼性を有する株式会社トータルメディア開発研究所（監修者：平井聖昭和女子大学名誉学長）を契約予定相手方として，参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果，参加意思確認書の提出者がいなかったことから，同社が本工事を遂行できる唯一の業者であると確認された。</p> <p>以上の理由により，会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき，株式会社トータルメディア開発研究所と随意契約を締結する。</p>		

# 変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成30年10月3日
2	請負業者名	株式会社トータルメディア開発研究所
3	請負業者の住所	東京都千代田区紀尾井町3番23号
4	工事件名	江戸城天守復元模型設置工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	模型製作設置，展示造作 各一式
8	工期（自）	平成30年10月4日
9	工期（至）	平成31年3月15日
10	原契約請負金額	40,500,000円
11	変更契約年月日	平成31年3月12日
12	変更後工期（至）	平成31年9月30日
13	変更増減請負金額	0円
14	変更後請負金額	40,500,000円
15	変更理由	<p>本工事は、皇居東御苑内に設置する「江戸城天守復元模型」の製作、展示造作を行うものとして、平成30年10月3日に契約締結し、同31年3月15日までを工期としたもの。</p> <p>本模型は、別工事として発注予定であった「皇居東御苑本丸休憩所増築工事」の施工完了後、平成31年3月に同休憩所内（増築部分）に設置及び展示造作する予定であったが、同休憩所増築工事の設計見直しをすることとなり、同休憩所増築工事は平成31年8月頃に工事完了と工期を改めたことから、これに伴い本模型の設置及び展示造作についても工期を改める必要が生じたもの。</p> <p>以上のことから、本工事契約の工期について、平成31年3月15日から同31年9月30日に変更（延長）するものである。</p>

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 30 年 10 月 23 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	直接仮設，じゅうたん取替，手摺り取替 各一式		
8	工 期（自）	平成 30 年 10 月 24 日		
9	工 期（至）	平成 31 年 3 月 29 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	16,243,200 円	15,040,000 円	<b>99.7 %</b>
	見 積 金 額	16,200,000 円	15,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は，常陸宮邸公室棟において，手摺の取り付け，じゅうたんの更新，公室棟・私室棟にわたる呼出装置の改修を行うものである。</p> <p>施工場所は，宮邸の中で御生活に直接関わる部分であり，御生活や行事に合わせ，制約（工事中断等）を受けながら早期に工事を行う必要があるとともに，既存部分との意匠の整合性や，既存構造体に堅固に一体化させることが必要な工事でもある。これらの条件のもと，確実に施工を完了させるためには，下地納まり及び形状等を熟知し，かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は，当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有し，本件に要求される条件を満たし，工期の短縮，安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により，会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき，上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

# 変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成30年10月23日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	常陸宮邸各所修繕工事第1回変更
5	工事場所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	直接仮設，じゅうたん取替，手摺り取替 各一式
8	工期（自）	平成30年10月24日
9	工期（至）	平成31年3月29日
10	原契約請負金額	16,200,000円
11	変更契約年月日	平成31年12月26日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	2,808,000円
14	変更後請負金額	19,008,000円
15	変更理由	<p>電気設備工事  当初設計で設置を予定していたメーカーの誘導支援設備が製造中止になることが判明したため，以下の変更を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原設計機器設置を取止め，変更設計機器搬入を行う。</li> <li>2. 機器仕様の見直しに伴い，配線の撤去・新設を減工する。</li> </ol>

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 30 年 12 月 21 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号		
4	工 事 件 名	赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか第 4 回工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事，土木工事 各一式		
8	工 期（自）	平成 30 年 12 月 22 日		
9	工 期（至）	平成 31 年 3 月 29 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	57,618,000 円	53,350,000 円	99.9 %
	見 積 金 額	57,564,000 円	53,300,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、外構整備を目的とした工事である。</p> <p>本工事は、履行中の「赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか工事」の継続工事であり、一体の施設の新築を目的とする工事であること及び履行中工事と本工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも、履行中工事の施工者以外に施工させることが不利と認められる。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 4 号イに基づき、「赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか工事」の施工者である清水建設株式会社と随意契約を締結することとしたい。</p>		

# 変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成30年12月21日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか第4回工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事，土木工事 各一式
8	工期（自）	平成30年12月22日
9	工期（至）	平成31年3月29日
10	原契約請負金額	57,564,000円
11	変更契約年月日	平成31年11月16日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	13,500,000円
14	変更後請負金額	71,064,000円
15	変更理由	<p>(建築工事)</p> <p>1. 施工段階検討により，建物の使用勝手見直しに伴う変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カーテンほか仕様変更</li> <li>・仮設事務所及び運転手詰所における電気設備改修の追加</li> </ul> <p>2. 207室の配線器具を家具に組み込むこととなったため，器具取付け労務を追加する。</p> <p>(電気設備工事)</p> <p>施工段階検討により，宮内庁LAN回線用の幹線配線を追加する。</p> <p>(土木工事)</p> <p>施工段階検討により，雨水排水経路を変更する。</p>